

勤労ふじさわ



発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町 1-1 藤沢市役所本庁舎 8 階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインは J O B チャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。



アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーン

実施期間：4 月 1 日～7 月 31 日

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める 4 月から 7 月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。



これからアルバイトを始める学生の方、事業主の方もこの機会に、ぜひ労働条件の確認を積極的行いましょう。

確認すべき項目

- 1 労働条件の明示
- 2 シフト制労働者の適切な雇用管理
- 3 労働時間の適正な把握
- 4 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- 5 労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

詳しくは、厚生労働省 WEB サイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54645.html



目次

- ◆ アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーン … P 1
- ◆ クールワークキャンペーン／中小企業退職金共済制度 … P 2
- ◆ オンライン労働相談／女性のための労働相談 … P 3
- ◆ 技能者表彰の候補者募集／藤沢マイスターの募集 … P 4



STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン

5月1日～9月30日

近年、職場での熱中症により1年間で約30人が亡くなり、約1000人が4日以上仕事を休んでいます。

これから暑くなる季節ですので、熱中症対策に取り組みましょう！

◆事業主の皆様が キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと

●暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

●測定した暑さ指数に応じて、対策を徹底

水分と塩分を定期的に摂取・休憩場所の整備・作業時間の短縮など
※詳しくは、厚生労働省「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」
リーフレットをご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001430453.pdf>



◆重点取組期間(7月)にしていいただきたいこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて、対策を追加しましょう。
- ☐ 暑さ指数に応じて、休憩時間の確保や、作業の中断を徹底しましょう。
- ☐ 労働者が水分や塩分を積極的に取るようにし、その確認を徹底しましょう。
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底し、巡視回数を増やしましょう。
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることなどの労働衛生教育を行いましょう。
- ☐ 体調不良の人に異常を認めたら、躊躇することなく救急車を呼びましょう。

安心・確実・有利な 国の退職金制度！

中小企業退職金共済制度(中退共制度)

従業員の確かな安心のために！ 退職金は国の制度を上手に活用しましょう！

◆中小企業退職金共済制度とは…

退職金制度をもつことが難しい中小企業について、事業主の相互扶助の精神と国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。

事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職した時は、その従業員に中退共本部から退職金が直接支払われます。

加入条件や手続きなど、詳細はホームページでご確認ください。

問い合わせ：独立行政法人勤労者退職金共済機構

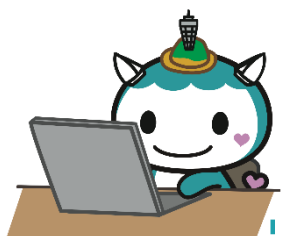
中小企業退職金共済事業本部 相談センター室

電話：03-6907-1234

時間：9時から17時まで（土日祝日、年末年始は除く）

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>





自宅からでも! PC・スマホで!

オンライン労働相談をご利用ください!

神奈川県では、県内に在住又は在勤の方、県内で事業を営む使用者の方を対象に、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを利用したオンラインでの労働相談を実施しています。

■相談可能日時

1回 50分 (1日1回まで)

月曜日～金曜日

※祝日・年末年始を除く

※(7)(8)は火曜日のみ
実施

(1) 9時00分～ (2)10時00分～ (3)11時00分～
(4)13時30分～ (5)14時30分～ (6)15時30分～
(7)17時30分～ (8)18時30分～

■利用の流れ

- 1 県電子申請システムから予約をしてください。(相談希望日の2開庁日前の16時まで・火曜日の夜間の予約枠は、相談希望日の1開庁日前の8時30分まで)
申込み完了メールがシステムより自動配信されます。
- 2 相談予約日の1開庁日前16時まで(火曜日の夜間の予約枠は、相談当日の12時まで)に、オンライン労働相談用のWebexのURLがメールで届きます。
- 3 相談当日の予約時間になったら、労働相談を開始します。
時間に余裕を持って、WebexのURLにアクセスしてください。

予約申し込みなど、詳しくはこちら

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/online.html>



女性のための労働相談をご利用ください!

- ・育児休業を取りたいけれど、元の業務に戻れないかも?
- ・妊娠したと言ったら解雇されそう…

…そんな悩みを抱えていませんか?

神奈川県では、働く女性が職場で直面するさまざまなトラブルや疑問、不安などに女性相談員・女性弁護士がお答えする女性のための労働相談を実施しています!



相談可能日時など、詳しくは県ホームページをご覧ください!

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/josei.html>



技能者(職人)の方をご推薦ください!

市では、時代のニーズに即応しながら市民生活を根幹から支える技能職者の功績を称えるとともに感謝の意を表し、毎年 11 月 23 日(勤労感謝の日)に技能者表彰式を開催しています。

今年度の表彰を実施するにあたり、技能者(職人)を募集しますのでぜひご推薦ください。



募集期間：6月30日(月)まで(必着)

提出方法：市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項をご記入の上、郵送又は持参にてご提出ください。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/sangyo/gino/ginousyahyousyou.html>



【問い合わせ・提出先】

産業労働課 労政担当

電話：0466-50-8222

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1 本庁舎 8 階

令和7年度「藤沢マイスター」を募集します!

～卓越した技能者・技術者のご応募をお待ちしております～

市では、極めて優れた技能を持ち、市民生活や産業の発展を支える技能者・技術者を「藤沢マイスター」として認定し、その仕事と技を知ってもらう様々な活動をしています。

◆応募資格

市内在住、もしくは主として市内において、手作業もしくは機械等を用いて、藤沢マイスター募集要項記載の対象職種一覧に関わる仕事に従事している技能者・技術者の方。



◆応募方法

「藤沢マイスター候補者推薦書」に必要事項をご記入の上、産業労働課労政担当まで、メール又は郵送にて提出してください。

※募集要項・推薦書は、産業労働課、各市民センター、市民図書館、藤沢商工会議所に配架予定。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

◆応募期間

6月11日(水)から7月11日(金)まで(必着)

◆問い合わせ・提出先

産業労働課 労政担当

電話 0466-50-8222

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1 本庁舎 8 階

Email : fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/meister.html>

